

# 第八十回国 参議院 法務委員会 會議録 第三号

昭和五十二年三月二十二日(火曜日)  
午前十時七分開会

最高裁判所事務  
総局人事局長 勝見 嘉美君

事務局側

常任委員会専門  
員 二見 次夫君

説明員

大蔵省証券局長 小粥 正巳君  
本市場課長  
大蔵省証券局長 森 卓也君  
業財務課長  
通商産業省産業  
政策局産業資金 植田 守昭君  
課長

委員の異動

三月十六日

辞任

渡辺 武君

補欠選任

橋本 敦君

三月二十二日

辞任

齋藤 十朗君

補欠選任

中村 太郎君

出席者は左のとおり。

委員長 田代富士男君  
理事 大島 友治君  
平井 卓志君  
寺田 熊雄君  
宮崎 正義君

委員

高橋雄之助君  
中村 太郎君  
佐々木静子君  
橋本 敦君  
下村 泰君

國務大臣

法務大臣 福田 一君

政府委員

法務大臣官房長 藤島 昭君  
法務大臣官房副  
長 賀集 唱君  
法務省民事局長 香川 保一君  
最高裁判所長官代理者  
総局総務局長事務  
局長事務 矢口 洪一君

本日の會議に付した案件

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○社債発行限度暫定措置法案(内閣提出)

○委員長(田代富士男君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十六日、渡辺武君が委員を辞任され、その補欠として橋本敦君が選任されました。

○委員長(田代富士男君) この際、御報告いたします。昨年十一月十二日の本委員会の決定により告発いたしました鬼頭史郎に対する議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律違反被疑事件につきまして、去る三月十八日、檢察当局から不起訴処分を付した旨の通知書が参りましたので御報告いたします。

なお、本通知書は、本日の會議録の末尾に掲載いたします。

○委員長(田代富士男君) まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。福田法務大臣。

○國務大臣(福田一君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、裁判官の員数の増加であります。これは、地方裁判所における特殊損害賠償事件、会社更生事件及び差止訴訟事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の員数を十五人増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数の増加であります。これは、地方裁判所における特殊損害賠償事件及び会社更生事件、家庭裁判所における家事調停事件並びに簡易裁判所における民事調停事件及び道路交通法違反事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所事務官の員数を五人増加しようとするものであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいとお願いいたします。

○委員長(田代富士男君) 以上で趣旨説明聴取は終わりました。本案に対する質疑は後刻に譲ることといたします。

○委員長(田代富士男君) 次に、社債発行限度暫

定措置法案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言願います。

○佐々木静子君 まず、この社債発行限度暫定措置法案の質問に入りたいと思っておりますけれども、これは非常に問題が複雑でございますので、社会党の法務部会としても意見がまだ続出して、全然方針がまとまっておらない状態でございますので、質問には入りませんが、いま部会で検討中でございますから、少し質問をさせていただきますので、またその後逐次検討してまいりたいと思っておりますので、さよう御了承いただきたいと思います。

まず、この法案が提案されましたその趣旨、先日この趣旨説明をお伺いしたわけでございまして、これが先に商法の改正がございまして、それに対する会社法に関する意見照会を法務省の民事局から関係各機関に諮っておられたことと申うんでございすけれども、また、当委員会及び衆議院の法務委員会との附帯決議などもございまして、会社法の改正というものが法務当局としても鋭意御検討くださったことと申うわけでございす。その中で企業の社会的責任とかあるいは株主総会制度の改善策、取締役制度の改善策とかあるいは株式制度の改善策、その他いろんな問題が重要課題として主として七項目について御検討中と伺っておたわけでございす。突如として、まあ、われわれから見ると突如としてと思われるんでございす。この暫定措置法案が提案されたと、これには相当理由があると思つてございすけれども、どういふいきさつから商法の改正を待たずして、この暫定措置法案のみが提出されるようになったのか、そのいきさつについて述べていただきたいと思います。

○政府委員(香川保一君) 最近の経済事情、御承知のとおりでございまして、景気浮揚を図り、さらに雇用安定を図るということから、各企業におきまして設備投資の需要がきわめて増大いたして

おるわけでありませう。設備投資には長期の高額の資金を必要とするわけですが、株式会社におきましてきょうな資金の調達には社債の発行によるのが最も望ましいことは御承知のとおりでございます。ところが、商法の二百九十七条の規定によりまして社債の発行限度が規制されておりまして、多くの企業におきましてはこの商法二百九十七条の限度近くまで社債が発行されておる状況にあるわけでありませう。したがって、今後必要とされる設備投資のために社債を発行いたすといはしても、商法の二百九十七条の規定によりまして非常に困難あるいは不可能という状況になつておるわけでありませう。

ただいま御指摘のように商法の全面的な見直し作業が法制審議会の商法部会において行われておるわけでございますけれども、この商法部会における審議といはしまして、株式とかあるいは株主總會、あるいは取締役会というふうな緊急に検討しなきやならない大きな問題を抱えておられて、社債の全面的な商法の規定の見直しは数年先になるかと思はれるのでありませう。

したがって、その数年先の商法の社債全般の見直しを待つておりましたは、現在強い要請のある設備投資のための社債発行ということが二百九十七条の規定によりまして困難あるいは不可能ということになり、これを打開するためには二百九十七条自身の再検討をしなきやならないということに相なるわけでありませう。で、この規定はいろいろ問題がある規定でございますので、さしあたりただいま申しましたような需要にこたえるためにこの限度額の二倍まで社債が発行できるという暫定措置をいたしまして、その間に、先ほど申しました商法の全面的な見直しの再検討していただく、かような趣旨で、暫定的なものとして当面の需要にこたえるために二百九十七条の二倍まで社債が発行できるということにしてこの急場をしのごうと、かような趣旨でございます。

○佐々木静子君 いま御趣旨はわかりましたが、

昭和五十年の十一月十三日、東京商工会議所からの会社法改正に関する問題点に対する意見の中で、特に社債発行限度を上げるべきだという強い御意見が出された。また、経団連の方から同じく五十年の十二月二十三日、この会社法改正に関する意見のうち緊急に改正を要する事項として本問題が提案され、また、五十一年の一月、日本証券業協会、公社債引受協会、証券団体協議会の三者統合回答として会社法改正に関する意見照合についての回答で本問題についての緊急改正事項が第一に回答されたというふうな何一つに伺っているんですが、そのとおりですか。

○政府委員(香川保一君) そのとおりでございます。

○佐々木静子君 そのほか大体どういう時期にどういふ主な団体からそういう要望が出たか、ちよつと説明していただきたいわけですか。

○政府委員(香川保一君) そのほかの要望といはしまして、化学工業関係のこれはやはり協会をつくつておりました。その協会から、それから私鉄関係、さらに鉄鋼関係、きょうな方面から同種の要望が提出されておりました。

○佐々木静子君 いまのお話はその要望書が法務省の民事局の方に出されている要望だと思つていますが、会社法についての、この改正についての意見を求めるの照会はどういふ団体に出されたのか、できれば一覽表で提出していただきたいことと、そしてそのうちの団体が本問題のこの暫定措置についての緊急要望を出したのか、それも一覽表で答えていただきたいわけですか。

○政府委員(香川保一君) 株式会社法の全面的な改正に関する意見照合は産業界、学界、法曹会、きょうな関係が主でございます。その一覽表、各具体的な名を先等ただいま覚えておりませんで、後刻一覽表で御提出いたします。

○佐々木静子君 ぜひ一覽表で御提出いただくことと、それから特にこの暫定措置を求める回答を寄せたところについては、その回答の内容も同時に御提出いただきたいと思つてわけですが、よろ

しゅうございます。

○政府委員(香川保一君) 提出いたします。

○佐々木静子君 それではこの社債のことについてちよつとお伺いしたいと思つてございませうが、社債は会社が発行する借金の証文のようなものだと思うんですが、長期の借金でこれを不特定多数の大衆に保有させるといふようなことから、その償還とかあるいは利払いの確実性といふようなものがかなり重視されるんじやないか。この法案審議に關しても、そうした点にも相当重点を置かなければならないのではないかと思つてございませうが、いま、わが国で社債を発行しているのはどういふ会社であり、何社ぐらいあるのか、まずお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) 具体的な会社名はただいま用意いたしておりませんが、約三百社ぐらいが社債を現に発行しておるといふふうに承知いたしておりました。

○佐々木静子君 社債を発行するといふと、資産の内容が優秀で資産数も数十億とかあるいは数千億ぐらいにわたつてのいわゆる一流会社が發行していると思つてすけれども、これは基本的になる大事な問題ですから、社債を発行している会社数また会社名も一応お出しいただきたいと思つて、法務省の方でわからないわけですか、これは大蔵省の方じやないかとわかないわけですか。と申しますのは、ちよつと私の調べたところでは、若干時期的にずれがあるかも知れませんが、いま日本で社債を、これは公債社債ですけれども、社債を発行している会社は二百四十社といふふうになつておりました。そのあたりもちよつと数がかなり違ふんじやないか。一度大蔵省にお尋ねした方がよいのであれば次回に大蔵省にお尋ねいたします。法務省の方でおわかりでしたら、まあ二百一社社債発行の会社名をこれも一覽表で出していただきたいと思つてわけですが、これは法務省の方でしていただけますか。

○政府委員(香川保一君) 公債債の場合は調査いたしません。

たしませればすぐわかると思ひますが、公募してない分、特に小さい会社で転換社債を相当出しておる会社がございますので、この辺を調査するには若干日時をいただきますと調査できないと思ひますが、公募債に限ることでございます。すくなくとも調査できますから、御提出いたします。

○佐々木静子君 ちよつとそこも私お聞きしたいんですが、小さい会社で転換社債を発行している会社といふのがあるんですか。小さい大きいと言つてもいろいろその標準の取り方がございませうが、転換社債を発行しているのは、従来までは一部上場会社ですけれども、このころは二部上場でも転換社債を発行する会社もあるようございませうが、その転換社債を発行している会社も一、二度、それじや調べて一緒に出していただきたいと思つてございませう。

○政府委員(香川保一君) 小さいと申しますか、中小企業で転換社債を出しておられますのは、御承知の中小企業投資育成会社というのがございまして、それが引き受けて便宜を供与しておるわけでございますが、これは通産省の所管になつておりました。そちらの方へひとつお問い合わせでみたく御回答申し上げます。

○佐々木静子君 いまこの転換社債もどのみち本案の審議の非常に大きな対象になると思つて、いすれ詳しくお伺いしたいと思つてわけでございますけれども、そうすると通産省のどういふ係になるんでしようか。

○政府委員(香川保一君) 所管は中小企業庁でございます。

○佐々木静子君 それでは転換社債の発行会社あるいはその実情については通産省から伺うことにしまして。

そうしますと、いまお話ございましたこの転換社債も含めてすけれども、一般社債、一般社債のうちで、業種別に現在各企業が公募社債を発行している状態、いま法務省の御説明でかなり社債の限度枠を費消している企業がいろいろあるといふお話でございましたが、社債の企業別の利用率、

そうしたものを一覽表でお出しただけですか。  
○政府委員(番川保一君) 個々の会社の関係、詳細にはちよつと調査するのに暇取ると思ひますけれども、業種別と申しますか、大体のたとえば鉄鋼関係では九七%近くまで消化しているものと、それから余裕がありまして、七五%程度になっているというふうな関係でございませうれば、すぐにお出しできると思ひます。

○佐々木勝子君 これはやはりいままでずっとこのようにふうな制限を商法で設けてきておつたのを、各界の要望で早急に緩和しなければならぬといふことで、こういう暫定法案を提案していらつしやるんだから、これは私、すでに法務省は資料を持っておられると思うんです。また資料を持たずにこんな法案をお出しになるはずはないと。無論いろいろと調査された上で、これは緊急に商法改正を待たずしてやらなければならぬといふことで、この法案を出されたはずですから、これは資料はもつとお手元にあるはず、またなければおかしと思ひますが、そんな大ざつぱなことしかまだ調査できていないんですか。

○政府委員(番川保一君) 公債を發行している会社全部について、どこまで商法の限度枠を消化しているかというその具体的な数字は、全部については調査いたしておりませんが、それぞれの業種につきまして、最もたくさん社債を出している会社のパーセンテージがどれくらいになっているか、あるいは低いところとどれくらいかといふようなものは資料として用意いたしております。これは決して企業の秘密というわけではないわけでございますけれども、会社によりましてさうな関係、私どもなかなか直接には入手できないところもございまして、間接的に入手しているようなものもございまして、それらを全部間違ひなくかような数字になつていふこととは、もう一度念を押して調べてみなさうわかりませんので、直接資料を収集しているところは全部わかっておりますけれども、三百社全部についてはちよつとまだ正確なものを用意できておりません。

○佐々木勝子君 これはやはり私は調査した結果を知らせていただかないと、ちよつと審議のしようがないんじゃないかと思ひます。

また、先ほど転換社債のお話が出ましたが、転換社債なんかは認可に係るわけですから、これは担当の官庁ではつきりわかっているわけでしょうし、そうすると、そのうちどれだけ社債を發行しているかといふようなことは、そんなに企業の機密に属することでもなし、また社債権者にしてもこれを公算している以上、この社債は会社でどのぐらいの割合で發行された社債かぐらいのことは、これは投資する人にしてみれば、だれしもわかつた上で投資するわけですから、だからこれは企業の機密といふのは私は違ふのじやないか。ですから、それはやはりその資料を出していただかないと、ちよつとその必要性といふことがわかないのではないか。つまり、商法改正といふ大きな問題があつて、その中でこの問題を特別に急いで特別法でやらなければならぬといふ緊急性というものが私どもにまずわからない。ですから、これが数千とか言ふなら大変ですけれども、二百四十とかあるは三百とかいふ数でございませうから、これは各会社について社債がどれだけ發行されているかといふのを、これも一覽表で、資料で出していただきたいと思ひます。

○政府委員(番川保一君) 昨年の調査時点での既發行の社債は、これは全部わかっているわけでございますけれども、たとえば本年度末までであるいは本年の秋ごろまでにどれくらいの社債が出るであらうかといふような数字、つまり、計画はあるけれどもまだ既發行になつていない、かようなものは、これ秘密にするほどのことではないと私どもは思ひますけれども、さうな点までの詳細の調査はなかなか容易でないわけでございます。したがつて、今日資料を提出するといひますれば、三月末現在の既發行の状況はどうかといふ点、これは全部調査すればすぐわかりませうけれども、その先、たとえば五月六月に發行されるものといふふうなものを予想しての点までは、ちよつと時

間がかかろうかと思ひますので、さうな趣旨でひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○佐々木勝子君 それでは、三月末までの分で結構でございますから、お手数ですが、大した数じやないので、ぜひとも、どれだけ消化しているのかという資料をお出しいただきたいと思ひます。これは大体どのぐらいの日数がかかりませうか。  
○政府委員(番川保一君) 私どもが調査いたしますのは、有価証券の大蔵省に対する届け出、それによつて調査するわけでございますが、三月末現在の既發行分は、決算期が六月ごろにならないと全部の届けがされない関係がございませうので、届け出書によつて調査すれば簡単でございますけれども、その辺のところは正確なものでなくとも傾向がわかるという程度でございませうれば、さうに日数はかかりませんが、正確なものとなりませうと、個々の会社にそれぞれ当たらなきやなりませんで、ちよつと日数をおかし願ひないと思ひます。○佐々木勝子君 これはこの暫定措置法案の審議に当たつて、先ほどの御説明で、社債發行限度に近づいて、資金調達に困難を來している企業、鉄鋼とか機械工業とかあるは化学工業とかあるは私鉄とかさういふ業種に多いといふふうな——そのとおりでなかつたかしりませうが、承つたように思ひますけれども、それが全部の社債發行の会社のうちのどのぐらいのパーセンテージを占めておられるか、そうしたことも全体的な中からも把握していかないと、これはちよつと審議するのに非常に困るのではないかと思ひます。そう申しているわけ、これはやっぱり次の質問の機会までに出していただきたいと思ひます。どのぐらい日数かかるかと、さういふ意味で申し上げているわけですけれども、何日くらいかかるわけですか。

○政府委員(番川保一君) 私どもが昨年この法案を準備するに当たつて調査しました、昨年の九月末のやつでございませうれば全部あるのでございませうけれども、大体しかしそれをこらういただければ、それよりも少なくなつていふことはないうわけでございますから、審議の資料として十分じやないかと思ひますので、それならばすぐにお出しできると思ひます。

○佐々木勝子君 これは検討する上で、できるだけ早く出していただきたいと思ひます。すぐ出していただけませうね。そうすると、あるわけです。どうなんでしょうか。

○政府委員(番川保一君) 昨年の九月末の状況でございませうれば現在準備いたしております。すぐにお出しいたします。

○佐々木勝子君 それで、いずれその資料を見せたいと思ひます。また検討していただきたいと思ひます。この社債といふものについて、いままで政府が社債の確実性の裏づけあるいは裏返せば投資家保護といふようなことの二つにかなり重点を置いてきていると思ひますけれども、この商法による社債の投資家保護といふ点において、いままで政府の考へてきた方針といふか、どういふふうなことにウエートを置いて投資家の保護といふことを考へてこられたかといふことを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(番川保一君) 社債に限つて申し上げませうれば、現行商法の二百九十七条が、資本及び準備金の総額と、それから純資産額のいずれか少ない額までしか社債が發行できないといふふうな規制いたしております。社債権者、投資家の保護といふことだといふふうな言われておるのでございませうが、これは必ずしも十分な保護といふことにはならないのではないかと、このことから、二百九十七条についてはいろいろの批判があることは御承知のとおりでございます。その一般的な行政的な投資家の保護といふのは、これは証券取引法によりまして届け出義務を課して、そしてその会社の資産内容を一般に明らかにして投資家が投資すべきかどうかを判断することにする、かような証券取引法のいわゆるディスクロージャーの制度が投資家の保護といふふうな言われておるわ

けでございませう。

○佐々木静子君 この問題は後でもっとゆっくり伺いたいと思うんですが、たとえば現行法でいまのような、商法二百九十七条のような制限を設けておられるも、社債を発行する時点においては、そのような資産状態であったとしても、その後には、社債が多額の債務を負担すると、あるいは保証債務をなすと、そういうふうな問題がいろいろ起こってくる、これはこの法律の改正によっても特にそうした問題は解決されないというふうに思うんですけれども、そういう点について法務省はどのように考えておられるわけですか。

○政府委員(香川保一君) 今回の法案におきましては、この商法二百九十七条の限度の二倍まで発行できる社債を限定いたしまして担保付社債と転換社債及び外債との三つに限っておられるわけでございます。二百九十七条についての批判は、御指摘のとおり社債発行時における要件でございますから、その時点で枠内での発行でございます。無担保社債の場合には、たとえばその翌日多額の銀行からの借入金があるということになりますと、同順位でございますので、社債権者の保護として十分でないじゃないかと、かような批判があるわけでございます。したがって、優先権を与えるという意味で今回の法案は担保付社債に限るということを原則にいたしておりまして、転換社債はこれは御承知のとおり株式にかわるものでございませう。外債はこれは実際外国において公募されるものでございませう、それぞれ、主としてアメリカでございませう、十分社債権者の保護を図る措置が市場においてとられておることとございませう、また必ず保証つきになっておりますので、さような意味では社債権者の保護が図られておると、かようなことで、社債権者保護に欠けるところがないものに限って二倍の限度まで発行できるといふことの暫定措置を講じようかと、かような考えでございませう。

を後に譲りまして、問題の担保付社債について少し伺いたいと思ひますが、この担保付社債を発行している会社はどのぐらいの数になっているんでしょうか。

○政府委員(香川保一君) 転換社債の場合には無担保のものが多いというふうに承知いたしておりますが、それ以外の普通社債、普通債の場合には全部と言つていいと思ひますが、担保付社債になつております。

○佐々木静子君 この担保付社債の種類です、これは特別法ございましたね、担保付社債信託法の第四条で十四種類ほど載つておつたと思ふんでございませうけれども、そのうちでどういふかこの担保が一番多いのか。聞いておるところでは「工場抵当」、これは担保付社債信託法第四条の六ですね、工場抵当が最も多いというふうに聞いておられるわけですが、普通担保付社債の担保とすべき物件、それは大体どのぐらいのことになつておられるのか。多いのがどういふ種類のものか、どういふ実情であるかということをお説明していただきたいわけですか。

○政府委員(香川保一君) まあ、設備投資のための社債発行でございませうので、言わば、有機的な企業財産を集合したものを担保に供するというのが一番なじみがあるわけでございます。さような意味で御指摘のとおり工場財団抵当その他の財団抵当が一番多く利用されておられるわけでございます。この財団抵当は、まあ、一つの会社が各地域の企業財産を一括して一つの財団をつくつておられるものが大多数だと思ひますが、その場合の社債の、担保付社債の担保権としては、御承知のとおり受託会社が担保権者になつてます。担保権を設定するとして、この場合の評価は受託会社が十分にやるわけでございます、社債権者の保護に欠ける心配がないというふうな限度で社債総額を決めると、こゝろいうふうな運用がされておるようになっております。

聞いておるんですけれども、先ほど申しました第四条の第十四に「企業担保」というのがあつたわけでございます。この企業担保を希望する会社と、この企業が担保を担保としての担保付社債を発行している会社はどのぐらいの会社であり、何社ぐらゐありますか。これ、私の調べたところでは数が少ないわけでございますが、できましたらざつぱりした数字なり会社名を言つていただきたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) 具体的な会社名は記憶正確にいたしておりませんが、約二十社ぐらゐでございます。これはもう大企業中の大企業、つまり、財団抵当を利用してない大企業が企業担保を利用するといふふうなことになつておりました。企業担保はこれは株式会社であれば利用できるといふわけでございませうけれども、いわゆる浮動担保といふわけでございませうので、財団抵当のように、いわば担保の目的物が固定しない関係がございませうので、したがって、よほどの信用力のある大企業しか現実には利用できないということになつております。

○佐々木静子君 これは企業担保を担保として設定している会社、これ二十社でございます。これも会社の名前を出していただきたいと思ひます。なぜこの企業担保ということに重点を置くかといふと、これは第三者に対する対抗力の問題が工場抵当などと違つてくるんじゃないか、そういう問題もございませうので、それを明確に企業担保を設定している会社名を出していただきたいと思ひます。お願ひできますか。

○政府委員(香川保一君) これは資料として提出いたします。ただ、企業担保は、むしろ、この財団抵当制度を利用するといふと、いろいろの面で手数、費用がかかるわけでございます。したがつて、企業担保を利用している会社については、いわゆる財団抵当等の特定担保は利用しないということになつておりますので、さような意

味での現実の担保能力は財団抵当に何ら劣るものではないといふふうな考えをいたしたいと思ふんでございませう。

○佐々木静子君 いま申し上げた第三者に対する対抗力、まあ、いまのところは企業担保を設定しているのがいまおっしゃるやうに超大型企业ばかりであるが、法律の規定からいくと、これはダブつて担保を設定することもできないことはあり得ないことではないといふふうに思ひますが、そのときに工場抵当とか、鉄道抵当などで特定財産を担保としておられるときにはそれが優先して残余財産についてのみ担保になるんじゃないかといふふうなことを考へるわけですが、そのあたり企業担保の設定について、これは主として法務省の所管じゃないと思ふんですけれども、どういふ基準で企業担保についての設定を認めるというか、どういふ行政指導をしておられるか、そこら辺のところは法務省じゃないですか、どこの所管になりますか。

○政府委員(香川保一君) その辺の問題は主として大蔵省の所管と思ひますけれども、もともと企業担保制度というのは、現在電力会社、昔は鉄鋼会社あるいは特定の大企業について一般先取り特権の制度で確つておつたものなんでございませう、これでは非常に担保として不安定と申しますか、疑義も多いといふふうなことで企業担保法ができたわけでございますが、そのときに、大企業でございませうので、財団抵当をつくとすると非常にその設定の段階で費用、手数がかかるのみならず、固定いたしておられるので、したがつて、実際企業を動かしておられるもろもろの財産というのが当然財団抵当の中に入つてまいりませうから、したがつて、むしろ企業の総資産と申しますか、企業を動かしておられる総資産を一括して担保するといふふうな道を講じた方がいいといふふうなことで企業担保法ができておられるわけでございます。したがつて、理論的には企業担保権を設定しておる会社が別個財団抵当を設定するといふことは差し支えないわけでございますけれども、実際

問題としてさようなことにはならない。つまり、財団抵当ができるくらいでありますれば、もともと企業担保権の制度を利用する必要があると申しますか、むしろ、財団抵当を利用することによる手数、費用の節約ということから信用度の高い企業におきまして企業担保を利用しておられる方がございまして、したがって、現実には優先する財団抵当を利用するということがない状況にあるわけにございまして、したがって、その第三者対抗力と申しますか、あるいは優先権というふうな点について現実の問題としては企業担保で欠ける点がないというふうには私どもは考えております。

○佐々木静子君 おっしゃる通りに、いまのところ現実には保証ができないというふうな企業が企業担保を設定してないわけですから、つまり、主要な、主系列の設備がクリアになっておらず、クリアにできないという実情ではないかと思っておりますが、ただそうなる、いまも先ほどおっしゃっているように、非常に大きな企業、超一流企業のみが企業担保を設定している、そしていまも再三御説明にあつたように、担保権の設定について手数とか、特に費用が——この企業担保の場合は登記をするわけじゃないから費用が非常に低廉です。そうすると、結局、大企業ほど費用はかからずに企業担保を設定して、社債を発行することができる。それを裏返せば大企業ほど社債発行が容易であるということに帰着するのではないか、これは必ずしもそれだからけしからぬと一面には言いがたい点があると思ふんですけれども、そのあたりはどうなんでしょうか、現実には起債に当たっては企業担保と許可してほしいという会社が非常に多い。ところが実際問題とすると、いま申し上げたように、主系列の設備がクリアでない企業担保を認めるわけにいかない、これは第三者に対する対抗力なども特に加味しないで、もうこれはそんなことをしないで大丈夫だという企業しか結局できない。そしてそういう超大企業は結局社

債を発行するについて、ほかの企業と比べると工場抵当、その他と比べると、費用がきわめて低廉である。そのあたりはこの企業担保の特色があると思ふんですけれども、そういう点について、これは非常に大企業が安価に、かつ容易に社債を売ることができるといふ結果をもたらしているのではないかと、そのあたりは法務省とするとどう考えておられますか。

○政府委員(香川保一君) 企業担保も工場財団なんかの抵当権と同じように登記はするわけでございまして、これは会社登記簿に登記をされるわけでございまして、さような点は同じなんですけれども、企業担保を利用できるような会社が仮に財団抵当ということになりまして、財団を設定する、つまり上げると非常に手数、費用がかかるわけでございまして、その面、企業担保を利用することによっての節約が図られるということになるわけでございまして、大多数の会社はすでにもう社債を発行するために財団抵当は設定済みでございまして、今日の問題として考えますれば新たに財団を設定するわけでございせんから、さような意味では特に手数、費用がかかるという問題はないと申しますか、いわば企業担保を発行して社債を発行する場合とそう手数、費用が多くなるという面はないわけにございまして、全然財団をつくってない会社が社債を発行するために初めて財団をつくるということになりますと、財団をつくるための手数、費用が非常にかかる、かような関係にあるわけでございまして。

○佐々木静子君 これは企業が財団をつくるための費用とか、手数とかということであるとしても、やはり違ってくる、そのあたりにどのくらい費用がかかるのか、手数がかかるのか、もう少し具体的にわかりやすく説明できるような資料はありませんですか。ただ単に費用がかかる、手数がかかると言われても、どのくらい費用がかかる、手数がかかるのか、これは非常に漠然とした話で、わかりにくいわけですから。つまり、担保というの

は、一番信用がおける、償還能力十分な場合に無担保でいいわけにございまして、したがって、担保を取る場合も、その債務者といえますか、相手会社の資産内容とか、将来の業績の見通しとか、あるいは信用度というふうなものを総合的に考へて、この会社ならばこの程度の担保でよからうというふうな判断が入ってくるわけでございまして、したがって、信用度が高い会社ほど担保の関係ではむしろ手数、費用がかからぬということになりますので、同じ財団と申しましても小さな機械まで全部財団に入れさせるといふような場合には手数、費用が非常にかかるわけでございまして、けれども、その場合には、まさにそういうふうにしなれば、その会社の信用度が物的担保によつて補えないという関係にある、これはやむを得ない措置であると思ふのであります。したがって、できるだけそのところが全体的に手数、費用がかからぬような合理的な運用ということが期待されるわけでございまして、これはやはり個々の担保取引の場合に、特に社債の場合には受託会社が十分その辺のところを心得て、社債発行のためのそのコストができるだけ少ないようにいふようなことを配慮しながらやっておるわけでございまして、したがって、発行会社の資産内容、信用度によつて財団の規模の大小それぞれございまして、一律にどれくらい手数、費用がかかるかというふうな点は、ちよつとすぐにはこれ調査容易でございせんが、聞くところによりますれば、財団抵当制度を利用するのは相当手数、費用はかかるというふうな聞いておる程度でございまして。

○佐々木静子君 それは一口ではちよつとどのくらいと申し上げても説明がなかりにくいと思ひます。ただその商業登記簿に企業担保の場合は記載するだけではないというの、結局は企業担保の場合には公正証書をつくって、つくるだけではないわけです、手続が簡単で費用もかからないというの、結局、社債権者の負担も少なく済むということ、そういう意味では必ずしも悪いと言っている

わけじゃないですけれども、この企業担保の場合には公正証書の作成のみでいいわけでしょう。それを結局、商業登記簿に記載すれば、私ちよつと実務的な面がわからないわけ、ほかの財団抵当の場合とはかなり違つてきているんじゃないですか。

○政府委員(香川保一君) 企業担保権はその会社の総資産が浮動した形で担保の対象になるわけでございまして、したがって法律的に企業担保権の設定関係、その内容を明確にする必要があるということから一般には要求してないわけですけれども、企業担保に限りまして公正証書で担保権の設定変更をしなければ法律上有効でない、こういうふうな非常に厳しい要式行為にしておるわけでございまして。そして、その上で企業担保権の登記、これを会社登記簿にすることにいたしておる。公正証書と登記と二つ要求しておるわけでございまして。

○佐々木静子君 いや、その手続はそうなんです、それが普通の他の担保権と比べると非常に厳しい要式行為とおっしゃったけれども、公正証書をつくり、それを商業登記にすればいいというところで、他の担保権と比べると非常に手続が省け大変に容易である、そういう意味で起債にする場合に、どの会社でも企業担保を希望すると、そういうふうな大体にお聞きしているんですけれども、それは必ずしも悪いというわけではありませんが、その企業担保が普通の他の十三の担保と比べると大変に容易であると、低廉でこの企業担保を担保として社債を発行することができるといふ実態を少しお聞きしたいと思つたわけですが、これは私ももう少し調べて、また後日に質問をさせていただきたいと思ひますから、この企業担保を設定している会社、これは五十年の三月現在で三十四社と私の方では調査しているわけですが、それは会社名を一度お出しいただきたいと思ひますが、それはよろしゅうございませぬ。

○政府委員(香川保一君) 提出いたします。○佐々木静子君 それでは先ほどちよつと御説明



しゃっておられますが、この「最近の経済状況にかんがみ、株式会社等の長期安定資金の調達を容易にする必要がある」という、この点について、いま佐々木委員の方からありました自己資金等の関係等も考え合わせながら、最近の経済状況をどうしなければならぬのか、大臣としての景気の浮揚の問題、あるいは雇用の問題等も含めて所見を伺って、それからさらには、社債権者の保護のためとある。これは担保物件をつけてやるからと云々ということをおっしゃるけれども、この法律案を提案された法務大臣としての考え方というものをもう少し具体的にひとつ御答弁を願いたいと思います。

○国務大臣(福田一君) これは私が申し上げるまでもなく、大筋においてはもう御理解を賜っておるものと私は考えておるのでありますけれども、今日、私たちが日本経済の動きを見ておられますと、何といつてもやはり景気浮揚を図りますには消費の拡大ということも非常に大事な一番大きな要素の一つであると思っておりますが、同時にまたこの設備投資をできるだけ促進するというようなことも一つの大きな課題に相なっております。ところで、この設備投資をやります場合において、これを増資の形において資本を求めたいかどうかということになりますと、いまの段階では、いわゆる資本を、増資の形で資金を得るといふことはなかなか一面において困難な面もございます。同時にまた、日本の会社が持っておりますところの、もちろんこれは相当大きな会社と言わなければなりませんけれども、相当な資産を持っておりますけれども、しかし、その資産をこの社債の発行の面で活用するという意味ではいささか不便を感じるといふか、困難を感じておるような面もございまして、何といたしてもこの際は、この社債の発行限度を、資産も相当ある場合においては、社債の発行限度をふやしていく、増大するということによつて、また新しい仕事を進める。それによつて経済の浮揚を図ると同時に、雇用の促進にも役立てる。

こういうことが適当ではないかと、こういうような考え方が今度のこの法案の提出をさしていただいた本来の趣旨でございます。

それから、いまの次に問題にされました、一体、社債を発行した場合において、これを担保する方途が十分に完備されておるかどうかということに相なりますと、これはやはり、一応資本の、あるいはまた資産の倍までは認めるといふことにいたしてはおりますもの、一般の社債を引き受けるというか、引き受ける側から言つても、ある程度の私は経済的な地域を持ち、またその会社の前途等々についても相当な経済的な視野を持つておるものが引き受けておる。もちろんしかし、そればかりではございません。ございませぬから、その場合においては、一応大蔵とか通産とかいふ面から見て、ある程度の監視もいたしておるわけでございます。その意味で、まあ担保がないもの、あるいはまた資本力がそれだけの力がないに社債の発行をするというようなことは非常に困難であるというような意味から言つて、厳密な意味で、じゃ法律的にどこまでそういうような、たとえば大きな負債を抱えている会社がある、そういうような場合にどうするかというやうな問題も起きてくるかと思つて、あるいはまた社債を發行した後にそういう債務を帯びるやうな場合があつたときにどうなるかということもありませんけれども、これはやはり低当権の設定の問題とか、その他の面でもある程度保護ができるものと考へておりました。私はまあ法律的に見ては素人でございませぬから、余り詳しい御説明をする力を持っておりませぬ。その点については政府委員から答弁をいたさせますけれども、私自身としては、一応これは保護され得るものであるという考え方に立って御提案を申し上げた、こういうつもりでございます。

○宮崎正義君 大筋の点だけ私も伺いをして、大臣にもう一回確かめておきたいんですが、この法案を出されたときには、一つにはこういうふうな言われているんですが、通産省と大蔵省と法務省との、この三省の間で意見の調整をするのに大分時間がかつたというふうなことも一部では言われているわけですが、通産省は今後の企業経営等を考へて、銀行の借入れの偏重なんかを脱皮していくやうな行き方をしなきゃだめじゃないか、それには資金調達の多様化を進めるといふことで、今回の法改正の大体音頭役をとつたというふうなことも言われております。通産省の人をきくのは私呼んで来ていただいているはずですが、この点についても後でひとつ説明を願いたいと思つて。

それから、さらには社債の拡大に問題がないわけじゃないんだという点につきましても、これは局長が私どもの同僚議員の原田委員が、昨年の十月十四日ですか質問をしておりますところの御答弁の中にも、問題がないわけではないかといひ御答弁等もありません。これはまた後で詰めてまいりますけれども、いずれにしても商法二百九十七条では社債発行限度を、資本と資本準備金の総額もしくは純資産のいずれか少ない方に押さえているのは、倒産という事態、先ほど申し上げた話がありましたけれども、社債が紙切れ同然になつてしまふことがないようにしたものだ、同時に社債権者の保護を指しているという大臣の答弁もございましたけれども、発行限度の拡大によつては、それだけ社債権者に対する担保力が少なくなつていくのは、これはどうすることもできないんじゃないやないということも問題になつてくる。私が自己資産のことをちよつと申し上げましたけれども、次の問題としては、あくまでも社債といふものは外部資産であつて、社債依存を進めることによつて自己資本充実をどうしようもおろそかにしていく傾向になつてくるんじゃないか。確かに社債発行限度を法律などによつて縛つておるのには、先進国としてはわが国以外にはそうないわけですね。こういう諸外国との関係性のうちから立つて、今回の限度額を拡大したということに対する三省の関係、どういふふうな話し合いのものにこれを進められてきたのか、大筋のところを大臣から

らこの点も伺つておきたいと思つて。

○政府委員(香川保一君) 事務的なことでございませぬので、私から御答弁申し上げますが、これはいまおつしやいましたように、三省間で意見の食い違いあるいは調整に手間取つたというふうなことは、これはございませぬ。社債の発行限度を上げる関係については、さような点はなかつたわけですが、問題は今回の法案にも出しておりますように、担保つき社債についてディスクロージャーの制度を取り入れるかどうかという点につきまして、これはいわば証券市場の問題もございませぬので、そういうふうなディスクロージャーの制度をとつても——とることは理論的には非常にいいことなんでしょうけれども、それに追いつくだけの準備態勢が実際にできるかどうかという点かひとつ問題があつたかと思つております。この点いろいろ大蔵当局も御検討願ひまして、ディスクロージャーの制度を取り入れることに踏み切つたというわけでございますが、この点についていろいろ議論があつたことは事実でございます。梓そのものを広げる点についての三省の間では意見の相違は全くなかつたというふうに思つております。

○宮崎正義君 通産省は。

○説明員(福田守昭君) ただいま民事局長から御答弁がありましたこととございまして、私どももいたしまして、この発行限度の引き上げにつきまして、先ほど来お話が出ておりますように、企業の、これからの企業体質の強化というふうな点から見ましても、長期の安定資金を社債によつて処理するといふやうなことが非常に必要である。一方、現実の問題といたしまして、すでに発行余力が非常に天井に近づきつつあるというやうな企業もかなり出ております。この発行限度の引き上げにつきましては希望しておつたわけでございますが、その際に大体暫定といたしたものでございまして、その際におおむね三省間でもそういう意見が出てまいりましたし、それからただいまお話のございましたディスクロ-

○宮崎正義君 通産省は。

○説明員(福田守昭君) ただいま民事局長から御答弁がありましたこととございまして、私どももいたしまして、この発行限度の引き上げにつきまして、先ほど来お話が出ておりますように、企業の、これからの企業体質の強化というふうな点から見ましても、長期の安定資金を社債によつて処理するといふやうなことが非常に必要である。一方、現実の問題といたしまして、すでに発行余力が非常に天井に近づきつつあるというやうな企業もかなり出ております。この発行限度の引き上げにつきましては希望しておつたわけでございますが、その際におおむね三省間でもそういう意見が出てまいりましたし、それからただいまお話のございましたディスクロ-

ジャーにつきましても、私どももいたしまして特にこれについて異存はなかったわけでございますが、そのやり方等につきまして証券行政というふうな点からのあり方についての議論が若干なされたというふうな経緯があったというのが実情だろうというふうに認識しております。

○宮崎正義君 大蔵省。

○説明員(小粥正巳君) お答え申し上げます。

ただいま法務省、通産省御当局からお話がございますが、私どもも社債というものが企業にとりまして長期かつ安定的な資金調達方法でございますし、企業の財務内容を強化をしていくという見地からは、この社債という資金調達の道がもう少し広がっていかねばならない、そういう基本的な考え方を持っております。ただ、通産省の方からもお話ございましたように、実際に社債を特に公募社債を発行しようという企業で、商法上の限度に近くなりまして、発行希望がありながら発行しにくい状況になっていくことを私どももぜひふん聞いております。したがって、法務省の方で法制審議会が発行限度の拡大についての御審議がございましたとき私どもも多少御相談にあずかったわけでございますけれども、基本的にはやはりこの限度拡大に私どもも賛成をしたわけでございますが、当然拡大に見合う社債権者の保護という点について、これは十分な手当てがなされなければいけない、こういうことを考えていたわけでございます。いろいろと先ほどお話しにございましたように、いわゆるディスクロージャーの問題も含めて検討の過程では意見を申し上げたわけでございますが、結論といたしまして、ここに提出されておりますような法律案の内容、限度を二倍まで拡大するかわりに、特に普通社債につきましては担保つきに限ること、それから限度超過分についての企業内容の開示を求めていること、これによりまして社債権者の保護には十分意を尽くしていると考えておりますし、現在提出されておりますような法律案の内容に大蔵省といたしましては全く賛成でございます。

○宮崎正義君 意見の違いがあったということも三省のそれぞれの立場でおっしゃられました。その意見のちよつと違った点、恐らくディスクロージャーの問題等が検討されたんじゃないかというふうな思っわけですが、ちよつとその内容について御説明を願いたいと思います。

○説明員(小粥正巳君) ディスクロージャーの問題

問題につきましては私ども証券局の担当課長が参っておりますからお答え申し上げますけれども、いずれにつきましても検討の過程で現在御存じのよう証取法の附則四項で一応適用が除外されております担保つき社債につきまして、改めてディスクロージャー義務を課すること、これはやはりいろいろ発行企業にとつて当然負担にもなることでございますし、社債市場にもいろいろな影響があるというところで、これは私どもも慎重に検討したわけでございます。また、通産省その他関係の各界とも十分御相談をしたわけでございますが、最終的にはやはりこの法律案の趣旨でございます限度拡大にいわば見合った社債権者保護の徹底を期するという点から必要であるという、そういう結論に私ども全面的に賛成をしたわけでございます。

○説明員(森重也君) お答えいたします。

ただいま先生の御質問の中で、私どもの方でいろいろ検討した経緯を説明するようにとこのことでございますが、法務省から最初お話がございましたときに、私どもの方では基本的には賛成でございましたが、ただディスクロージャーをする結果、届出書の審査等に私どもの事務当局がどの程度頼るかという点につきましては、部内で検討いたしました。それ以上に、基本的に、今回のような改正に対して、私どもの方で困るといふような意見を法務省に申し上げたことは私どもの方ではございません。

○宮崎正義君 意見を申し上げたことがないと、

意見が違つたというのとはどういわけなんでしょうか、その点ちよつとわかりませんけれども、いま届出書の問題について云々ということがありましたです、その間の証券法との、今度は削除されて

いきます問題との関係性というのとはどんなふうにお考えになっておやりになったんですか。

○説明員(森重也君) お答えいたします。

従来は証取法の附則の第四項によりまして、担保付社債につきましては届出書の提出は要らなないということになっておるわけでございますが、担保付社債は現在の物的担保ということと、それから商法によりまして発行限度ということと二つによって安全性が担保されているわけでございまして、今回の改正によりまして商法限度を超えて発行されるということになりますと物的担保ということだけになりますので、それに新たにディスクロージャー義務を課するという二つの安全性によって担保されるということになりますので適当だということに考えております。

○宮崎正義君 通産省の方にお伺いしますけれど

も、先ほど私は大臣にお伺いして、この中に主体になったのが通産省でなからうかということが取りざたされているわけですが、日本機械工業連合会が社債発行に対する社債発行枠の撤廃等について法務省に要請してきたというふうなことも聞いているわけですが、ともかくも企業の方からの相対の圧力でこの問題を提起してきたというふうな聞いています。これは所管は通産省になるかどうかわかりませんが、大蔵省になるかもわかりませんが、今日の社債の状況というものが企業の大体どれぐらいの割りに、それぞれ違つていようけれども、平均、社債の率というもののがどのようになっているのか、業種別に分けられれば分けて発表を願いたいと思つた。一番最初の通産省の方の側でそういうことがあつたかどうかというふうなこと、それからいま社債の率というものがどのような形で企業に発行されているか。

○説明員(種田守昭君) 先ほどもちよつと申し上げ

ましたが、社債の発行限度の枠に近づきつつある企業がかなりふえてきているという実情にあることは申し上げたとおりでございます。そういう実態を踏まえまして、産業界の中にもこの社債の

発行限度を撤廃もしくは引き上げてもらいたいというふうな声があつたことも仰せのとおりでございます。ただ、圧力と言つても言葉がどうかと思つたのでございますが、私どもは特に圧力を受けたというふうには認識しておりませんし、実情がどうかであるか、調べてみたらやはりかなり天井に近いに近づく個所が多い。しかも先ほど申しましたように、これからの企業体質の強化という点が安定経済成長下では特に要請されるという認識を私どもも持っておりますので、そういう点をいろいろ考えまして、やはりこれは発行限度を引き上げていた方がいいというふうな行政的判断もそこに要つたわけでございます。そういうことで先ほど来ちよつと出ておりますが、三省でも御相談申し上げまして、基本的にお考えが他の二省も食い違つたというところはございませんし、そういうことで今日まで進めてまいつたというのが実情でございます。

○説明員(小粥正巳君) お答えいたします。

いま先生のお尋ねで、企業の資金調達状況の中で社債がどのぐらいの割合を占めているか、こういうお尋ねでございますが、法人企業全体でこれを申し上げますと、手元の数字で五十年の数字がございまして、その中で事業債によりまして、社債によりまして資金調達の割合が百分比で申しまして五十年度は六・九%でございます。この割合は、五十年以前の前各年次について概観いたしまして四、五%という程度でございまして、資金調達の中に占める社債の割合はごらんのようにむしろまだまだ低いというのが実情であらうと思つた。それから、なお後からお尋ねの業種別と申しますか、産業界の状況は私ども直ちに手元に持っておりませんが、あるいは業種によりましては通産省の方でお持ちでございます。私どももそういうマクロの数字としてはこんなふうにお答え申し上げます。

○宮崎正義君 また後で大蔵省の方へ質問します

けれども、いま通産省の方に手持ちが、もつと用

意したものがあるかということ伺っておりまし  
たね。私は、ここで先ほどあなたが答弁なさった  
ときに、企業の現況の中から見ていっても今度の  
枠の拡大という、暫定措置の枠の拡大というのは  
至当であるというふうにおっしゃいましたね。そ  
の企業の現況をひとつお持ちでしたらば出して  
いただきたいと思ひます。

○説明員(植田守昭君) 私、企業の現況と申しま  
したのは、御承知のように、日本の企業の資金調  
達が過去の高度成長下におきまして大変いゆる  
間接金融に偏っているというふうなことがあつた  
わけでございます。ただいま資本市場課長の方か  
らも御答弁がございましたように、社債につきま  
しても五、六%というふうな状況でございます。  
大体九割程度が借入金というふうなことになる  
というかと思ひます。そういう状況でございます  
と、これからのいわゆる減速経済下と申しませ  
ん、安定成長下と申しますか、そういうふうなこ  
とになりますと、非常に抵抗力その他の点から企業財  
務体質の強化ということが一層要請されてくるん  
ではないかというふうな意味で申し上げたわけ  
でございます。そういった点で間接金融の割合が  
ま確実な数字をちよつとあれでございますが、九  
割程度になっているというふうにご了解してお  
りませぬ。

○宮崎正義君 先ほど大臣からお話がありまし  
たけれども、設備投資という問題について、この  
設備投資を活性化していく要請のためにもこれは  
やらなきゃならないと申すのですが、通産省の方  
で、今日の状況ですね、三年くらい前から結構  
構です、昨年からも結構ですが、設備投資が減  
少しているという、昨年より減少してきていると  
いう状況ですね、それはここにございますが、  
経済企画庁の調査局で昭和五十二年二月に、法人  
企業投資動向調査報告というものを私に見てい  
ますが、これをくらんになりましたか。

○説明員(植田守昭君) 私、ただいまその資料を手  
元持っておりますが、私どもの方で、産業構  
造審議会の産業資金部会というのがございます

て、毎年春と秋の二回設備投資の調査をしており  
ます。それによりまして、大体私どもの調査は全  
体の三割ぐらいのカバレッジを持っているわけ  
でございますが、この調査によりまして、五十年  
度の設備投資は四十九年度に對しまして若干マイナ  
スになっておりまして、五・二%のマイナスで  
ございます。それから五十年と五十一年度の比較  
でございますが、この五十一年度の実績につきま  
してはまだ出ておりませんで、ただいま二月二十  
日現在の調査時点で調査しておりますが、昨年の  
九月調べましたところによりまして、五十年に對  
しまして五十一年度は一五・七%の増というふう  
な数字が出ております。いま、私どもの産業資金  
部会で調べました数字はそういったところでござ  
いまして、五十年から五十一年にかけましては一  
五・七%というのが昨年の秋の調査によりました数  
字でございます。

○宮崎正義君 これいまお持ちになってないとい  
うことで、お読みにはなりましたか。

○説明員(植田守昭君) いまお持ちのものが何月の分  
か知りませんが、私最近はずつとその資料を見  
ておりませんが、私どもも、企画庁等で発表にな  
りますと、そのつどフォローすることはいたして  
おります。

○宮崎正義君 先ほど言いました昭和五十二年  
の二月です、発表になっております。この設備  
投資の動向調査というものを、これを見ますと、い  
まお話しになりましたものと若干違つておると思  
うのです。そういう傾向の中で、需要と供給の面  
におきまして、景気を浮揚すると言つても、需  
要の方が減少しているという事象でもありませ  
ぬ、設備投資もダウンしている。なぜまたその設  
備投資を活性化しなきゃならないのかと、逆を考  
えも出てくるわけですがね、そういう点について  
どんなふうにご考へていますか。

○説明員(植田守昭君) 私、先ほど申しましたの  
は、昨年の九月の調査を申し上げたわけござい  
ますが……

○宮崎正義君 これもそうなっているのだ、九月、

十月。

○説明員(植田守昭君) 最近の状況は、私どもま  
だ調査中でございまして、集計できておりませ  
んが、たとえば民間の銀行等による調査等が新聞等  
に最近幾つか出かけております。そういったも  
のから見ますと、御指摘のとおり、最近の設備投  
資は非常に冷えた状態にあるということが言え  
ようと思ひます。そういう意味におきまして、た  
だいまお言葉にありましたように、最近の設備投資  
は減つていないかということござい  
ますが、私もそのように思つております。

で、問題は今後でございますが、いわゆる高度  
成長期のような形でのV字型に回復してくるとい  
うふうなことはなかなかむずかしいのではない  
かというふうにも思つておりますが、ただ、  
さきに補正予算等も組まれました、あるいはま  
た閣僚会議等の景気対策等も昨年来打ち出されて  
おります。あるいは五十二年の予算案、ただい  
ま御審議いただいているわけでございますが、そ  
ういったような公共投資等々からその効果が今後  
出てまいりますと、やはり徐々に盛り上がつて  
くるといいますか、盛り上がるという言葉はちよつ  
と強過ぎるかもしれませんが、徐々に回復して  
くる方向に今後行くのではないかと、私ども  
もは思つておるわけでございます。

私の感じでは、現在の企業家の心理は恐らくも  
う最高に冷え切つておるのではないかと。したが  
いまして、先般来の公共事業その他の景気浮揚策  
が春から夏にかけて出てまいりますれば、そ  
こにまた一つの動きが出てくる可能性があるとい  
うふうにも私どもは考へておるわけでございます。

○宮崎正義君 いま答弁にありましたんですが、  
そういう実態を知るために社債発行の現況とい  
うものがこれはぜひとも必要なんです。そうしま  
せん、これからの見通し、通産省の方はこれか  
らの見通しのこと考へ、現在はダウンをしてお  
るということ承知の上で、これからということ  
になりまして、現況というものを見ながら、じゃ、  
この額が至当であつたのかないのかということも

考へておなければならぬ点だと思つておる。で、  
この設備投資の活性化が強く要請されているとい  
う問題に、需要のことが何よりもこれはマッチし  
ていかなければならぬ問題ですが、需要の件に  
ついては答弁がなかつたんですが、そういった現  
況等、両方の角度から見ていきながら、どんな  
ふうになっているのか御説明願ひたい。

○説明員(植田守昭君) 先ほど申し上げました  
ように、現在は大変冷え切つた設備投資、冷え切  
つた状況でございます。それが今後の問題とい  
ましては、先ほどの繰り返しになります補正予算  
でございますが、今回実施されつたところ、新し  
い年度の予算あるいは減税等々の効果が出てまい  
れば、いまの極端に冷え切つた状況から回復の  
兆しへ移つていくのではないかと、私どもは考  
へておるわけでございます。

○宮崎正義君 社債を一番強く要請している業界  
というのには、資料が出てくる前にどことどこと  
ですか。鉄鋼関係、造船関係が最も強い要請があ  
るんだということなんですが、せめてそれぐらい  
のことは、鉄鋼関係の業者、それから造船関係の  
業者別々、この二通りぐらいのことは現状  
を把握されていなければ、私は法務省がこの法案  
を出す以上、これは一番大きなウエートを占めて  
いるというふうには聞いておるんですが、これに對する  
社債の発行残高、利用度、そういったふうなもの  
を資本金とか準備金とか、あるいは純資産に對す  
るパーセントがどの程度までもう追ひ詰めてら  
れてきているのかという、鉄鋼と造船関係のこ  
とは各社おわかりになりませぬか。

○政府委員(香川保一君) 社債の需要のきわめて  
強いと申しますか、この枠の拡大について非常に  
希望の大きいのは鉄鋼関係、それから機械工業関  
係、それから陸運と申しますか、電鉄関係、それ  
から化学工業関係というふうなところだと思ひま  
すが、鉄鋼関係では一番社債の現行の枠を食つて  
しまつておるのが、たとえば久保田鉄工は九五%、  
川崎製鐵が九〇%、神戸製鋼、東洋鋼板、そのあ

たりが九〇%近く、大体主な鉄鋼関係の企業では大体七〇%以上になっておりますし、機械工業では、たとえ住宅重機は九九%を超えております。日立、日本電気等も九五%前後、大体七五%を超えているのが非常に多くございます。化学工業では大体七〇%以上、主な化学工業関係の会社は七〇%以上になっておりますが、多いところで九二%というふうな関係。それから私鉄関係で申しますと、大体これも七〇%以上主な会社は社債を發行しておりますが、多いところでは九五%ぐらいになっております。いずれ先ほど資料要求がございましたので、整理いたしまして提出させていただきます。

○宮崎正義君 これは最初に申し上げましたように、昨年の十月十四日ですか同僚議員の原田議員が質問した中に、この社債の格づけの適正化ということについて質問をしております。局長御答弁なさっておりますが、この適正化というものは、格づけの適正化というものは、格づけの基準を厳正にすべきじゃないかということが論じられてるわけですが、公募事業の社債の基準といいますが、こういった問題の外形的基準とか、あるいはその質的基準とかいうようなものを明確化していかなければいけないんじゃないか、こう思うわけですが、これについてのどんなふうな具体的なものをお持ちになつてゐるのか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) 私どものサイドで申し上げますと、個人的な見解で恐縮でございますが、商法の二百九十七条の枠の規制自身は余り合理的でないと思つて、恐らくは法制審議会におきましてもこれは今後検討される問題でございまして、欧米諸国並みにこういった規制を設けることは廃止するという方向で結論づけられるんじゃないかというふうに考へております。その場合に問題にされました格づけ等はいは社債権者保護の見地からの選別というふうなことが問題になるわけでございます。これが今日のわが国の状況では社債の枠を撤廃しても大丈夫

だといふところまでいつてゐるといふふうには見られない面があるわけでございます。行政面によるいろいろの規制、あるいは証券業界自身によるいろいろの規制というふうないろいろのいわば法律外の場においてのそういった格づけ等の問題が十分に完結して申すまいか、さういふ情勢が一日も早くでき上がるといふように期待してございまして、さういふためににはこの数年や半年準備期間としてかかるのではないかと申すお話を聞いて、何回も形を交えた、いろいろというお話がありますけれども、大体その二百九十七条の点について、考へ方としてはどういふふうな、具体的にはどういふふうにしていかなきゃならぬのかという、その点について御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) まあ、商法の二百九十七条の規定につきましては、これは将来の問題でございまして、法制審議会の問題でございまして、断定的に申し上げかねますけれども、私は、まあ、かような規制は廃止という方向になるんじゃないかならうかというふうな考へておるわけでありまして、理論的には、商法の現行のような、二百九十七条の形で社債の發行枠を規制するというのは決して合理的な制度ではないといふふうに思われるからでございます。

その場合に、残る問題は結局、社債権者の保護。現在の二百九十七条が、まあ一つの立法趣旨として、社債権者保護にあるんだといふふうに言われておりますけれども、実質的には余りさうな効果はないんじゃないかというふうに思つてございまして、いわば現行の商法の中で、社債権者保護を考へるといふふうなことは、いささか無理な話ではなからうかというふうに思つてございまして、先ほど申しましたようなディスクロージャーの制度、その他の行政面によるいろいろの社債の選別と申しますか、あるいは市場自身によるそういった選別がスムーズに行われるといふ

うな態勢が必要をわけでございます。この点、まあさういふ形がとられてくれば、商法としては二百九十七条を廃止してもいいといふふうなことになるのではなからうかといふふうに考へておるわけでございます。

○宮崎正義君 その問題が大分重大な問題なんでございまして、その前に先ほど御答弁がございまして、商法の改正が数年先といふようなお話があつて、さうしてまた後で、その方法としてはどんなふうな考へ方であるかといふかという御答弁があつたように思つておるわけですが、わが国の会社といふのは、大体株式会社というのとはどれだけあるんでございまして、その中に占めていくこの公募社債といふものがどれぐらいの位置を占めてゐるか、全体の株式会社の数と、それに対する公募社債の率。

○政府委員(香川保一君) 現在の株式会社数、正確にはちよつと記憶いたしておりませんが、約八十万社ぐらいだらうかと。で、三、四年前までは約百万を超えておつたんでございまして、いゝゆる休眠会社といふのを整理いたしまして、現在は八十萬ぐらいになつておるだらうと思つておるわけですが、この八十萬の株式会社と申しますのは、まあ、八百屋とかあるは肉屋と、さういふたのも株式会社になつておるものも多数ございまして、ピンからキリまであるわけでございますが、社債を發行しておる会社の数といふのは、もうごく微々たるものでございまして、先ほど申しましたように約公募社債としては三百社内外ではなからうかといふふうに考へておるわけですが、

れども、六・九%ぐらいが社債を抱へておると、發行しておると、微々たるものだとおられるものを、その社債を公募で受け入れてゐる側の権利者を守つていくための今回の改正だと言われまますのですが、ともあれ二百九十七条といふものを制定したその考へ方と今日の考へ方といふのは、先ほど局長が答弁されましたけれども、二百九十七条この法律を限定されている以上は、やはり債権者を守つていくには、それだけのことを考へていかなければならぬといふのは、いままですつとお話をやつてきたわけでありまして、ともあれ今回のこの暫定といふ、暫定を商法の改正までの暫定とするのかといふことも一つの問題点だと思ひますし、先ほどの答弁の内容と暫定という、商法改正の暫定なのか、その点について、もう一度触れて答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) そのとおりでございます。商法の全面改正が実現するまでという考へ方でございます。

○宮崎正義君 先ほど私からも資料の請求をいたしました。その点について、また次の機会に若干質問したいと思ひます。きょうはこれで終わります。

○平井卓志君 先ほど来、現行商法の二百九十七条、これがかなり問題になつておるわけですが、つまり一般の株式会社について、この社債は、この資本及び準備金の総額、または純資産額のいずれか少ない額を超えて募集することはできないという一種の規制なんですけれども、これが先ほどのやりとりを聞いておられますと、社債権者の保護を目的としたものかどうか、改めて、この商法二百九十七条のもとの立法趣旨ですね、これはどういふことなんでしょう。

○政府委員(香川保一君) 立法趣旨は、一般的には社債権者保護のためだといふふうにいわれてまいつておるわけでございますけれども、実質それじゃ十分な保護がこの規定による規制で図られるかと考へてみますと、純資産額が少なければ、その額までしか社債が發行できないといふことでこ

ざいますから、その社債だけを取り上げて考えますれば、社債権者は、純資産に対して、社債が償還されなければ強制執行することによって、社債の回収が図り得るといふことになるようにも考えられるのでございませぬけれども、会社の負つておる債務は決して社債だけの形のものではないわけにございまして、一般の金融機関からの借入れ等もあるわけにございませぬから、しかも、社債が純資産額まで発行できたといつたとしても、その後で銀行からの借入れ債務等がふえるといふことは当然考えられるわけにございませぬから、したがって、純資産額あるいは資本準備金の総額のいづれか低い方でその社債の発行枠を押さえても、まあ、ある程度は社債権者の保護になるといふことは言えようかと思ひますけれども、正確に、厳密に考えれば十分ではないといふふうには言わざるを得ないわけにございまして、さういふ意味で、一応社債権者保護が立法趣旨だといふふうには言われておりますけれども、実質的にどこまでこの規定によつて社債権者が保護されるかといふ点については疑問なしとしない、かように考えるわけにございませぬ。

○平井卓志君　そうしますと、この予想される商法改正ですね。これを持たないでこの時期に社債発行限度をさういふ形で上げなきやならぬといふこの理由なんです、最近の経済状況にかんがみ」といふことでなくて、具体的にちよつとお伺ひしたいんです。

○政府委員(香川保一君)　法務省の立場で申し上げますと、私も経済官庁ではございませぬから、景気の浮揚といふふうな、さういふ経済政策を推進していくという立場にはないわけにございませぬ。しかし、今日の問題として景気浮揚ということが最大の問題になっておるわけにございまして、恐らくはさういふいろいろな政策が功を奏して景気浮揚が図られていくといふことにならなきや困るわけにございまして、その際に当然その景気浮揚のための一つの大きな方法として設備投資ということが問題になってくるわけにございませぬ。

す。設備投資は、これはもちろん長期安定資金が必要なのでございまして、さういふ意味での資金調達の方法として社債発行ということが大きな需要になってまいりました場合に、私どもの所管に於いては、発行したくても二百九十七条の枠のたぐひに発行できないといふふうなことになるのは、これは申しわけないわけにございまして、さういふ需要が出てまいりました場合に、この商法二百九十七条の枠が邪魔にならないようにしておくといふふうな意味で暫定措置といふ形で今回かような法案を提案したわけにございませぬ。

○平井卓志君　この商法二百九十七条の中で、この制限を超えて発行することが出来る社債を担保付と転換社債、外債に限定してあります。この特別の理由は何かですか。

○政府委員(香川保一君)　先ほども申し上げましたように、現行の二百九十七条の規定は、一応社債権者保護が立法趣旨だといふふうには言われておるわけにございませぬ。さういふことと相なるかと思つておるわけにございませぬ。さういふ意味で社債権者保護の観点から考えますと、拡大された枠によつて発行できる今後の社債といふものは社債権者保護にふさわしいものに限るといふ意味から担保付社債を原則にいたしまして、そして転換社債と外債はその社債権者保護の面を特に問題にする必要がないといふふうなものであると、かような意味で担保付社債と転換社債、外債と、この三つに限つて枠を超えて発行できるというようにしてございませぬ。

○政府委員(香川保一君)　現在、すでに現行法として、この商法の二百九十七条の例外的な枠の拡大がされているのが多数あるわけにございませぬが、その中には五倍といふふうなもの、あるいは四倍といふふうなものもあるわけにございませぬが、一番枠の少ないのが昨年の国会で成立いたしましたガス会社についての枠の拡大が二倍までというふうなことになるわけにございませぬ。ガス会社は、これはいわば公益事業としていろいろ行政的な規制があるわけにございまして、さういふガス会社について二倍という立法例があるわけにございませぬ。

それともう一つは、先ほども申し上げましたように、この暫定措置としては私どもの考えでは株式会社法の全面的な改正、それまでの暫定措置といふふうなことを考えておるわけにございませぬが、それが仮に五年先といふことに相なることになりました。二倍にしておけば実質的に五年間、実際はもう少し持つだらうと思ひますけれども、需要の面からいつて十分だと、かような形式、実質両方から考えまして二倍ということにしたわけにございませぬ。

○平井卓志君　商法の二百九十七条ですね。この規定の改正といふのはある程度これ予想されるわけに、暫定措置としたわけに思つておるわけにございませぬが、この「当分の間」といふのは大体どの程度見ておられるんでしよう。またその時点でこの社債発行限度についてはどういふ処置をされるのかお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君)　法案の上では「当分の間」と、これは先ほども申し上げましたように、株式会社法の全面的改正の際には、当然この商法二百九十七条の規定の改廃も含まれるわけにございませぬので、さういふ意味で「当分の間」といふことにしておるわけにございませぬが、私どもの希望としておるわけにございませぬが、まあ、さういふ意味で「当分の間」といふのは、できれば五年間から

○平井卓志君　まあ、この点について私も余り理解が十分ではないんですが、この二百九十七条のような規制ですね。諸外国ではこういう立法例はあるんでしようか。

○政府委員(香川保一君)　イタリアにこれと同種の制限があるんですが、それ以外の国には全然ないといふふうには聞いております。

○平井卓志君　その諸外国の場合、この社債権者の保護といふのは何か具体的な措置をしておるんでしようか。

○政府委員(香川保一君)　先ほども議論になりましたようなディスクロージャー、つまり会社の資産内容と申しますか、さういふものの開示制度が定着いたしておるといふこと、それによつて社債を引き受けようとする人たちがこの社債は大丈夫かどうかといふことを判断するといふふうなことになるわけにございませぬが、そのほかに実際の証券業界関係のさういふ経済界におきまして、社債の格づけとか、いわゆるこの社債は優良債であるかどうかといふふうなことのいわば自主的な規制と申しますか、さういふことともうまくいっているように聞いておるわけにございませぬ。さういふことで、いわば自主的に申しますか、おのずからなる選別といふことで社債権者の保護が図られておるわけにございませぬので、したがつて特に法律で発行枠を決めるといふふうなことは

いたしてない、そういうふうには承知いたしておりません。

○平井卓志君 それからこの第二条で証券取引法の附則の適用を排除しておりますね。これはどうしてでしょうか。

○政府委員(香川保一君) 現行のこの証券取引法の附則四項というのは担保付社債については、その届け出義務を課するというふうな、いわゆる資産開示のデイスクロージャーの規定の適用をはずしていただくわけでございます。ところが、今回社債の発行枠を二倍に拡大するわけでございますが、それに見合せて担保付社債についても、やはり枠を超えて発行される担保付社債についてはデイスクロージャーの制度を取り入れまして、それによって目録見書等からその担保付社債、発行されようとする社債が大丈夫なものかどうかということの一つの選別の資料にしようと、かような考えで今回の法案の二条を設けたような次第でございます。

○委員(田代富士男君) 本案に対する質疑は本日はこの程度といたします。ちよつと速記とめてください。

(速記中止)  
○委員(田代富士男君) 速記を起こしてください。

○委員長(田代富士男君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言願います。

○平井卓志君 昭和五十二年の当初要求人員数です、これはどの程度ですか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 御承知のように、八月の末日に内閣に対して概算要求書を提出するわけでございますが、当初要求いたしましたのは裁判官三十三名、その他の職員百三十七名、合計百七十名の増員要求をいたしましたわけでございます。

○平井卓志君 その増員の中で判事補が十五人、

また裁判官以外の裁判所職員五人となった経緯をちよつとお聞きしたいんですが。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 御承知のように裁判所、近時、増員要求いたしますにつきましても、その増員に必要な事項について何名の要求をするかというふうな概算要求を算出したすわけでございますが、本年度の要求をいたしました際には、やはり目下裁判で一番問題になっております特殊損害賠償事件でございますとか、会社更生事件でございますとか、差止請求事件でございますとか、あるいは調停事件でございますとか、そういう事件の処理を充実していきたいという観点から、それらの事件の処理のために、これは供給源というふうなことも考えまして、判事補を増員するのが最も妥当であり、必要である、あるいは調停事件等を処理いたしますには簡易裁判所判事を増員していただくのが最も妥当であるというふうな考えまして、そういう観点からそれぞれ事項につきまして判事補及び簡易裁判所判事の増員要求を算出したわけでございまして、それが結果におきまして判事補は二十四名、簡易裁判所判事は九名ということで裁判官合計三十三名の増員要求と相なった、こういうことでございまして。

○平井卓志君 そういう形の増員でどうでしょうか、これ。事務は円滑に支障なく行われるというお見通しでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) もちろん要求書を提出いたしました時点におきまして、来年度はぜひとも裁判官に限り三十三名の増員をお願いしたい、こういうふうな考えで御決定いただいたわけでございまして、御承知のようにまず判事補につきましては供給源と欠員との関係ということが問題になってまいります。増員要求を幾らお認めいただきましても、欠員を残すようでは申しわけないわけでございまして、必要な供給というものがあるかどうか、それと判事補採用、ちよつとこの旬日の間に採用面接等をいたしまして判事補の採用数を決定いたすわけでござい

ますが、そういう判事補希望者の数といったようなものをにらみ合わせまして、結局のところ今回お願いするということの中で、御審議いただいております定員法の改正におきましては特判事補十五名ということで裁判官の関係ではお願いをいたしておるわけでございまして、そういうことでございまして、事件の処理ということから見てまいりますと、当初お願いしたのが充足できればもうこれにこしたことはない、それが一番好ましいとは思っておりますが、いかにせん供給関係というふうなことがございまして、当初のそういう考え方のほうをある程度修正せざるを得なかったわけでございまして、しかし、事件処理を決定しないがしろにするという趣旨ではございませんで、もちろんその裁判官の予定どおりに充足をお願いできなかった点につきましては、その他の措置をとりまして、事件処理の上からは万全を期していきたい、このように考えておるわけでございまして。

○平井卓志君 判事の欠員ですが、われわれの常識からしてかなり多いわけなんです、この理由をお聞きしたいのと、判事の欠員が今後充員される見通しがどの程度あるのかお答え願いたい。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 御指摘のとおり判事の欠員につきましては、お手元の資料にございまして、昨年の十二月一日現在九十四名でございます。すでに御承知のとおりでございますが、判事の給源が先ほど総務局長から申し上げましたように、判事補以上にはいわば実際上は制約されておるものが尠らざる現状でございます。なぜ、こんなに多くなったのかという点でございますが、まあ、至って木で鼻くっつけたようなお答えになりますけれども、退官者に比べまして判事任官者が少なかったということございまして、実は本年度、五十二年には六十五名の方が判事補から判事に任命される予定でございます。したがって四月十五日現在におきます欠員の見込みは

五十三名という見込みでございます。なお、加えて申し上げますと、来年、再来年におきましては判事補から判事になる者が七十五名を超えますので、私どもの見込みをいたしましては、来年の四月十五日現在におきます判事欠員の見込みは三十名台というふうに見込んでおる次第でございます。なお、再来年の四月現在になりまして、さらにこの欠員が少し減るといふふうに見込んでおる次第でございます。

○平井卓志君 これを見てみますと、欠員というのは判事のみならず書記官にも相当欠員があるわけですね。まあ、書記官といえ、これはもう申すまでもなく裁判事務のまことに中心的な官職であろうかと思ふんですが、そこにこれほどの欠員を抱えていて裁判事務がまさに支障なくやっていると、いかんかという点、ちよつとお答え願いたい。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 書記官の欠員につきましてはお手元に資料を差し上げてございまして、昨年の十二月一日現在御指摘のとおり百十六名の欠員があるわけでございまして、書記官につきましては、御承知のとおり書記官研修所の修了者をもって原則として充足しているわけでございますが、年度当初に書記官研修所を修了した者をもって充てまして、大体、例年、年度当初におきましては定員目いっぱい充足されているのが現状でございます。十二月になりまして、御承知のとおり裁判所は機構が全体的に分散しております、この程度の欠員が出るのもまた現状でございます。ただいま御指摘のとおり、この程度の欠員を持つて、本来、裁判所の一般職員を中心ともなるべき書記官につきまして欠員が出、仕事に支障を来たすのではないかと、お尋ねでございますが、充足された時期に比べますと、ある程度の負担増といえますが、ということはある程度存じますけれども、私どももいたしましては、この欠員につきまして万全の策を講じているつもりでございます。裁判事務の進行に支障のないように努めているつもりでございます。

○平井卓志君 次は速記官の問題ですが、これは

最近非常に需要が多いというふうに聞いておるわけですが、これ、速記官は増員する必要はないんじゃないでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 速記官につきましては、もつとで御承知かと存じますが、現在二百名ほどの欠員がございます。実は速記官というものは、御承知のとおり裁判所におきましては特別のソクタイプというものを御使ひまして速記をいたして御用でございますが、一般の職員に比べますと相当長期間の訓練、しかも相当質の濃い、質の高い訓練を施して初めて一人前の速記官になるといふのが現状でございます。しかも、速記の研修をやり始めますと、途中でやむなく抜ける者が出てまいりまして、途中でやむなく抜けていく者が大分出てまいりまして、

私どもの書記官研修所における速記官の養成能力にも限度がございますが、一時に大量の速記官を養成することが事実上非常に困難であるといふことをまず御理解いただきたいと存じます。で、従来、裁判所内部からだけ速記官を採用しておったわけでございますが、これでは速記官の欠員の補充にいわば間に合わないといふことでございまして、しかも近年に至りまして、速記官の希望者ないし採用に合格する者が非常に少なくなりましたので、五十年からは外部採用に踏み切りまして、毎年四十名程度の者を採用いたしまして、その程度の人員を確保することができるようになつたわけでございます。で、五十年に外部から採用した者もことしの春ようやく書記官研修所を卒業するといふことに相なつておりました、今後はわずかではございますが、次第に速記官の欠員が充足されるという見込みでございます。

○平井卓志君 それから裁判所における裁判官以外の裁判所職員の問題ですが、これは従来どの程度に行つてきたんでしようか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 過去の削減でございますが、政府が一般的に削減といふことでおゆる事務の合理化といふことを考へておられます、裁判所においてもそういう方向で御

協力いただきたいという要請があるわけでございます、私どももその要請そのものはごもつともなものであるといふふうに考へて、これに御協力をいたしてまいりました。過去三次にわたつた計画的な削減をいたしましたのが大体五百名弱でございます。なお、今回三十二名といふことで計画的な削減を始めたことになつたわけでございますが、これも五十二年を含めまして四年間で大体百名余りの削減といふことを考へております。本年度はそういう意味の削減の第一年度といふことになるわけでございます。

○平井卓志君 その程度の削減によつて、裁判事務の運営は支障ありませんか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 一方において計画的に事務の合理化といふことによつて浮きます人員の削減をいたしますが、先ほど御説明を申し上げましたように、他方、その時点時点におきます職員重点的な増員といふことをやつてまいつておるわけでございます、ここ数年間、結果におきましては差し引き増員といふことでまゐつております。なお、数年前には裁判官を除きます裁判所の職員欠員といふのは三百名近く全国でございましたが、ただいまのところ、その欠員数も順次計画的に優秀な職員で埋めていくといふ方向をとつておられて、欠員数も減少いたしてきております。半数以下に減少いたしてきておりますので、その年々によつて得られます増員と、それから欠員を充足していくことによつて得られます実質的な増員と、こういふものを重点的に配置いたしまして、事件の処理には支障のない体制をとつておるといふことでございまして、

○平井卓志君 裁判所職員、判事補、書記官すべてを含めまして、この削減、増員によつて裁判事務はそれなりに支障を来さないようにおやりになるということ、それはそれで結構なんです、例の鬼頭問題ですね、鬼頭判事補の問題は、これはまあ別格としまして、最近の裁判官のモラルといひますか、服務について何かと話題になつておるんですが、これに対して最高裁としては、何か

特別に検討なさつておりますか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 裁判官には、憲法上、職務の独立と、そのうらはらといたしまして手厚い身分保障が定められておるところでございます。裁判官が職務の独立の名に隠れまして規律が緩むようなことがあつてはならないといふことは、私から申し上げるまでもないことでございます。ただ、現実には今回のような問題が起りまして、相次ぎましてまた新聞紙上をにぎわすようなことも出現いたして御用でございます。この点は十分私も反省いたしますととも、今後とも裁判官全員が互いに戒め合ひまして、このような事件が二度と起らないようにいたしたいといふふうに考へている次第でございます。

裁判官の服務につきましては、従来いわば自主規制といひますか、自主管理的に行われておつたわけでございますけれども、やはり国民の前にけじめをつけなければならぬ、そういうことを考へまして、特に休暇等の問題につきましては、高裁長官の事務打ち合わせの席上におきまして、はつきりけじめをつけるように、お互いにいままで決まつておるところを励行するといふ申し合わせがなされまして、全国の地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所に至るまで、その線に従ひましてお互いに自粛自戒し、服務に十分気をつけて、国民の前に堂々と、恥じなくてはならないような行動をしないようにといふことで、全国たたいま相戒め合つて、その線に従つていけば規律の保持に努めておるわけでございます。

○平井卓志君 これで最後にしますけれども、まあ、おっしゃるようによければそれでいいわけなんです、裁判官と申せば、単なる身分保障のみならず、大変な権力の集中しておるところですから、特にこの権力機構の最たるものは、そういう権力が集中すればするほど、そういうところにおいては、服務規程などを云々する前に、特にまあ一片のモラルといへども非難を受けないような、そういうふうなことでなくちやいかぬといふのが、これは国民全体のまことに素朴な感情でなからうか

と思つたわけなんです、その辺特に要望いたしておきまして、質問を終わります。  
○委員長(田代富士男君) 本日の質疑はこの程度といたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後零時四十四分散会

(参照) 処分通知書

参議院法務委員長から最高検察庁検事総長に対し、昭和五十一年十一月十三日付告発のあつた鬼頭史郎に対する議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律違反被疑事件は、同五十二年三月十八日不起訴処分付しましたので通知いたします。  
昭和五十二年三月十八日  
東京地方検察庁  
検事正 滝川 幹雄 閣  
参議院法務委員長  
田代 富士男 殿

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。  
(子備審査のための付託は二月十六日)  
一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案





昭和五十一年三月三十一日印刷

昭和五十一年四月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

L